

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	指定給水装置工事事業者関連事務事業			事業コード	1215
所属コード	903000	課等名	上下水道局給排水課	係名	サービス係
課長名	高橋 敏晴	担当者名	佐藤 憲二	内線番号	6133
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	給水サービスの向上	コード	2
予算費目名	水道事業会計 1 款 01 項 80 目 報償費 (008-10)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 35 年度	
根拠法令等	盛岡市水道事業給水条例			

(2) 事務事業の概要

指定給水装置工事事業者に関する指定、変更及び届出等の事務を実施するとともに、工事事業者の指導・育成を図るため、代表者会議及び新規指定事業者に対する研修会等を行っている。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 35 年から盛岡市水道事業給水条例によって、給水装置工事は、その工事が適切に行われるよう水道事業管理者が指定した者（指定給水装置工事事業者）が施行することが定められている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

景気が低迷している社会状況の中、給水装置工事の件数が減少しているにもかかわらず、指定給水装置工事事業者は平成 10 年 4 月施行の水道法の改正を受け、年々増加傾向にあるので、工事事業者の倒産等による市民とのトラブルが増加する可能性がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・ 指定給水装置工事事業者
- ・ 指定を受けようとする給水装置工事事業者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 見込み

A 指定給水装置工事事業者数	者	200	206	206	205	205
B 給水装置工事の承認件数	件	3,707	4,279	4,063	4,328	4,328
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・指定給水装置工事事業者の新規指定申請及び変更届等の受付・審査・指定証の交付
- ・代表者会議の開催
- ・盛岡市水道給水工事等連絡協議会の開催
- ・新規指定給水装置工事事業者説明会の開催

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 代表者会議参加業者数	者	127	141	206	141	206
B 承認前に施行した工事件数	件	0	1	0	0	0
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

指定給水装置工事事業者の指導・育成を図ることにより、水道利用者への安全で安定した供給を維持する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 会議への参加率(代表者会議参加業者数/指定給水装置工事事業者数)×100	■上げる □下げる □維持		63.5	68.4	100	67.8	100
B 承認前の工事発生率(承認前に施行した工事件数/給水装置工事の承認件数)×100	□上げる □下げる ■維持		0	0.02	0	0	0
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	130	78	85	78
	A 小計 ①～⑤	千円	130	78	85	78

人件費	⑥延べ業務時間数	時間	708	542	590	528
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	2,832	2,168	2,360	2,112
計	トータルコスト A+B	千円	2,962	2,246	2,445	2,190
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

各種会議等とおして行う指定給水装置工事事業者の指導・育成が市民サービスや技術の向上につながり、安全な水の供給に結びついている。

② 市の関与の妥当性

市が指定した者に対しての事業であり、現状のままが妥当である。

③ 対象の妥当性

盛岡市水道事業給水条例において、市が指定した者でなければ給水装置工事を行うことができないと規定されており、指定給水装置工事事業者に関する事業を行うことは妥当である。

④ 廃止・休止の影響

指定給水装置工事事業者の資質の低下を招く

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

指定給水装置工事事業者に対し指導・育成する機会を増やす

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

盛岡市水道事業給水条例に基づき、新規指定の際に指定手数料を徴収しており、これ以上の受益者負担は考えられない。

(4) 効率性評価

通常の勤務時間内に事業実施されており節減できる余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

市民サービス・技術の向上を目指した指定給水装置工事事業者の指導・育成に向けた取り組みの強化。説明会等の開催回数の増を検討する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

説明会等の開催回数を増やすことで事務量も増加するが、賃貸料無料の施設等の借り上げ等、経費の増大を抑える。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

平成 25 年度は、代表者会議の開催及び新規指定給水装置工事事業者を対象とした研修会の実施等の業務を行い工事事業者の指導・育成に努めた。

平成 26 年度は、例年の業務に加えて 3 年に 1 回の盛岡広域市町合同の研修会を開催する予定であり、開催に向けた取り組みを積極的に進めるものとする。

今後も、お客様が安心して給水装置工事を依頼できるよう、指定給水装置工事事業者の指導育成を強化する必要があるため、効果的な研修や情報提供等の仕方について工夫・改善を進める。